

第8回札幌市子どもの権利委員会

会 議 録

日 時：平成25年5月20日（月）午後4時30分開会
場 所：札幌市役所 18階 第1常任委員会会議室

1. 開 会

○委員長 それでは、時間が少し過ぎてしまいましたけれども、これより、第8回目の子どもの権利委員会を開催いたします。

一つお断りしておきますけれども、クールビズということで、ネクタイを外して来てしまいました。ほかの皆さん方はしっかりした服装で来られている中で、申しわけないと思っております。

それではまず、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○事務局（岩佐子ども権利推進課長） それでは、ご報告させていただきます。

本日、水谷委員から欠席するとの連絡を受けております。まだ若干遅れている方もいらっしゃると思いますが、連絡をとりたいと思っております。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日は、資料1から資料5までご用意しておりまして、既に皆様には事前に送付してございます。なお、資料4の一部を修正しておりますので、本日、机上に配付させていただいております。その他の資料がお手元にない方は、お知らせをお願いします。

続きまして、委員の改選についてでございます。

副委員長の梅村委員が札幌市中学校長会の事務局次長から事務局長になられたことに伴いまして、新たに猪股徹中島中学校校長に子どもの権利委員会委員に就任していただくことになりました。

猪股委員、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○猪股委員 中島中学校に勤務しております猪股です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（岩佐子ども権利推進課長） また、このほかにも、一部の委員の役職等が変更になったため、現時点の名簿を配付しております。今回変更になった委員の皆様以外におかれましても、役職や事前にお届けいただいていた住所等が変更となった場合、お手数ではございますけれども、事務局まで随時ご連絡をお願いいたします。

なお、事務局につきましても、私を初め、人事異動により、新たな体制となりましたことから、課長以上の職員について簡単にご挨拶させていただきます。

○事務局（浦屋子ども育成部長） 今年の4月から参りました子ども育成部長の浦屋と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（岩佐子ども権利推進課長） 子どもの権利推進課長として参りました岩佐と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（伊藤子どもの権利救済事務局次長） 子どもの権利救済事務局次長、子どもアシストセンターの事務局をしております伊藤と申します。よろしく申し上げます。

○事務局（引地教育委員会指導担当部長） この4月に着任いたしました。教育委員会指導室指導担当部長の引地と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） 同じく、教育委員会指導室指導担当課長の森岡から担当が変わりまして、教育委員会は2年目ですが、指導担当課長の檜田と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（岩佐子ども権利推進課長） 新たな体制のもと、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長 どうもありがとうございます。

2. 副委員長選任

○委員長 それでは、初めに、梅村副委員長の後任の副委員長を選任する必要があり、これにつきましては、委員の互選によって決めることになっておりますが、私としましては、小学校校長会の大江委員がふさわしいと思っておりますので、大江委員に副委員長をお願いしたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 ありがとうございます。

それでは、大江委員、よろしくお願いいたします。

なお、私の横が副委員長席でありますので、こちらにいらしてください。

〔副委員長は所定の席に着く〕

○委員長 席を移動していただきまして、早速で恐れ入りますが、簡単にご挨拶をしていただければと思います。

○大江副委員長 こんにちは。

屯田北小学校校長の大江でございます。今年度は2年目の委員ということで、小学校での子どもたちの様子等をできるだけわかりやすく伝えるように、そしてまた、子どもの権利に関する学校での取り組みについて、どうすべきかということを考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

3. 議 題

○委員長 それでは、これより、次第に沿って議事を進めていきます。

本日の議題でありますけれども、本日の議題は、次第のとおり、2件であります。

一つ目は、子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく平成24年度取組状況の報告についてであります。そして、二つ目は、子どもの権利に関する施策の検証であります。この2点について審議をしていくことになるわけですが、今日の終了時刻は18時30分を予定しております。よろしくお願いいたします。

それでは、一つ目の議題について、審議に入りたいと思います。まず、事務局から説明を受けたいと思いますが、既に資料はいただいていることから、総括の部分と内容については、主な点を抜粋してお願いしたいと思います。

なお、できれば、本日は、検証の視点5についても時間を割きたいと思っておりますの

で、1点目の議題につきましては、一応の目安として、17時30分ごろには終わりたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

○事務局（岩佐子ども権利推進課長） それでは、子どもの権利条例に基づく平成24年度の取組につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の資料4の表紙を1枚おめくりいただきたいと思います。

平成24年度の取組状況総括の子どもの参加の促進・子どもの権利の理解促進についてでございます。

こちらは、上から四つ目の丸印までですけれども、例年どおりの項目となっております、昨年度の実績を掲載しております。特に、昨年度の新しい取り組みといたしましては、丸の三つ目の3行目の後半以降ですが、教職員を対象とした出前講座を実施したこと、また、条例の認知度向上を図るためのロゴマークを子どもたちの投票により、作成したところでございます。

下から三つ目の丸でございますけれども、条例制定に当たって懸念されていた権利の濫用につきましては、昨年度につきましても、このようなことは見られなかったところでございます。

そして、下から二つ目の丸でございますが、子どもの権利の保障や理解がどれだけ進んだかにつきましては、子どもの権利が守られていると思うかという指標達成度調査の結果を一つの評価と考えておまして、この結果につきましても、年々、値が好転している傾向が認められ、理解が進んでいることがうかがえるものというふうに考えております。

下に表を二つ載せてございますけれども、上の大人と書かれている表の※2、平成21年度から24年度までをごらんいただきますと、子どもの権利が守られていると思うと答える割合は増加しております。これらの要因といたしましては、広報、普及を初め、さまざまな子どもの参加の機会を拡大する取組を進めたことにより、子どもの権利に対する一定程度の理解が進んだものと考えているところでございます。

なお、大人の表の※1に平成21年度の値を掲載しておりますけれども、こちらにつきましては、子どもの権利に関する推進計画を策定した際に、子ども未来局が実施した調査の結果でございまして、同様の調査につきましては、今年度実施をする予定でございます。

また、子どもの結果も掲載しておりますが、大人と同様、平成21年度の値につきましては、無作為抽出による調査結果でございまして、以降の値は、イベント等の参加者へのアンケート調査の結果となっており、調査方法が大きく異なるため、21年度と直接比較することができませんが、24年度の数値を23年度と比較いたしますと、若干ではございますが、「思う」の割合が増加している状況にございます。

そして、最後の丸でございますが、平成25年度は、子どもの参加促進や広報普及といったこれまでの施策の充実に加え、新たに実施する子どもの参加パワーアップ事業といった効果的な施策に取り組み、子どもの権利の保障を一層進めていきたいと考えているとこ

ろでございます。

次に、2ページ以降につきましては吉川代表救済委員から、3ページにつきましては教育委員会から後ほど説明をさせていただきます。

なお、4ページ以降に具体的な内容を整理させていただいております。項目といたしましては、昨年度から大きな変更はないため、新たに実施したもののみに簡単に報告させていただきます。

まず、5ページをごらんいただきたいと思います。

②の市政に対する提案・意見募集でございます。

庁内から募集いたしましたテーマに基づきまして、子どもが市政により気軽に提案や意見を言うことができるよう、返信用はがきを添付した資料を作成したもので、こちらは、今年度も実施する予定でございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

②の学びの環境づくりでございます。昨年度新たに実施いたしましたフリースクール等民間施設への補助制度の実績を掲載してございます。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。

子ども未来局の広報関係の部分でございますが、上の表の区分、条例の一番下のところに、リーフレット（新規）とございますが、こちらは、本日配布させていただいた「Kenri Book（けんりぶっく）」のことでございます。

最後に、19ページをごらんいただきたいと思います。

中段に子どもの権利に関する推進計画に掲げております成果指標を掲載してございます。

こちらの成果指標につきましては、調査方法が異なりますことから、一概に比較することはできませんが、おおむね前年度の値を上回っております。今後も目標達成に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上で私からの説明を終わります。

○委員長 それでは、続いてお願いいたします。

○事務局（吉川代表子ども権利救済委員） それでは、2ページ目アシストセンターの実績のところを簡単にご説明したいと思います。

平成24年度は、実件数で1,197件、延べ件数で3,925件ということで、実件数は若干増えておりますが、延べ件数は若干減っている状況でございます。

調整活動につきましても、書いてあるとおり、平成24年度は18件ということで、救済の申し立てが1件、あとは自己発意の調査が2件ということです。24年度の実件数は、少しふえておりますが、延べ件数が若干減っているというのは、メールの返信につきまして、24年度につきましてはある程度まとまった質問が来たときに回答するというをとっております、メールの件数が減ったということが大きな要因ではないかと思っております。

それから、調整活動については大きな変化がございませんけれども、今年度も18件と

ということで、うち10件が児童相談所、残りの8件が学校を調整先とするという状況になっております。

それから、子どもの相談と大人の相談の割合ですけれども、これは、後のほうに出てきます資料4の20ページの後にお手元に別紙があると思いますが、その中の相談の概要の円グラフがあると思います。見ていただくとわかるのですが、子どもの相談件数が59%、お母さんなどのその他の相談が約4割ということで、子どもの相談が非常にふえているということが言えます。

これは、子どもの中に、センターの存在がかなり周知されてきまして、子どもの相談が多くなってきているということが言えると思います。ただ、調整活動の関係では、お母さんのほうが調整活動に結びつきやすいということがございまして、これからは、お父さんも含めてですが、お母さんの相談をもっとふやしていくというように考えているところです。

それから、平成24年度の中で特徴的なこととしまして、自己発意の調査をしております。これは、普通であれば、子どもやお母さんの相談等から調整、申立と入っていくのですけれども、昨年度の場合は、2件、救済委員みずから調査するということを決めたものがございます。2ページ目に書いてありますが、1件は、学校に関する事案でございまして、親から、ある学校のある学級の先生の子どもに対する対応が非常によくはないという相談が3件ほどセンターに来まして、それを調査委員と救済委員で判断しまして、これはみずから調べるべきであるということで調査をした結果、それに対して学校も適切に対応していただいて、学校でもその対応を改善されていくということで、いい結果で調査を終わっております。

もう一つは、札幌市内の中で、戸籍のない子どもがいるということです。そういう子どもがいることがわかりまして、戸籍をつくることも大事だということで、そういう活動を一方でやりました。他方で、無戸籍の子どもは、戸籍上は子どもの存在自体がないわけですので、ある意味で非常に大きな権利侵害だという認識のもとに、これはどういう状況になっているかということ調べなければいけないということで、事務局の職員にいろいろお願いして調べて、結果として、子どもに対しては、かなりの救済の方法がとられているので、実害的なものはあまりないということがだんだんわかってきたのですけれども、それでも、やはり無戸籍の状態はよくないということで、それについて、引き続き今年度も調査をして、できるだけの対応をしていこうということ、今、やっているところです。

そのような状況で、センターとしては、調整活動も含めて一生懸命頑張っているところでございます。

もう一つ、今年度の特徴といたしまして、平成24年度に、あしすと通信で、大人向けに、子どものSOSをキャッチしていますかという通信を出しまして、これを子どもに配付しました。これは、昨年、中学生がみずから亡くなってしまったという事件がございまして、それを受けてセンター内で議論をして、やはり早急に対応しなければいけないとい

うことで、子どものいじめや不登校の初期のサインを見逃さないことが大事なので、それをまずはメッセージとして出すべきではないかということで、こういう通信を出しました。

センターとしては、こういう不幸なことがもうないように心がけていこうということでやっております。

それから、もう一つお伝えしたいのは、相談の中から、できるだけ調整あるいは救済をもっと頑張っていこうということで、センターに寄せられる相談の中から、電話なら電話から面談に来ていただいて、面談の中から少しでもセンターで役立つことがあれば調整等に入っていくことを努力していこうというように心がけてやっております。

そういう意味では、面談の数がかなり増えてきておまして、23年度が126件の面談だったのですが、昨年度は145件ということで、延べ件数もかなり増えております。ただ、それがすぐに調整や申立に結びつくわけではないのですけれども、これから、そういう努力を続けていきたいと思っております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、教育委員会からお願いいたします。

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） それでは、平成24年度の教育委員会の取組について、私、指導担当檜田から説明させていただきたいと思っております。

資料の3ページをごらんください。

教育委員会としての総括でございますけれども、子どもの権利を生かした教育活動が各学校で行われるよう、教職員研修を実施し、いじめ、あるいは不登校を防ぐためのピアサポートに関連した講義も実施しているところでございます。中段の表で整理しておりますので、ごらんください。

次に、人権教育推進事業という取り組みの中の研究課題として、子どもの権利にかかわる研究を位置づけ、4校の研究推進校において、子どもの権利に関する研究を実施したところであります。

下段の表にまとめてございます。以上が昨年度の総括でございましたが、続けて、具体的な内容について、簡単に報告をさせていただきます。

ページが少し飛びますが、9ページをごらんいただけますでしょうか。

いじめ・不登校の対応ということで、今年度、新たに追加した項目でございます。いじめに関しては、平成24年度から、いじめ、悩みのアンケートの部分ですが、アンケートの設問の表現を変更し、より実態に近い状況を捉えられるようにしたことなどから、割合や件数が増加しております。質問の中身も、今までは、今、いじめられていると思うかという設問でしたが、今年度の中では、今の学年になってからということで、それに伴い、件数が増えているということがございます。

変更箇所の中段の※の二つ目ですが、解消に向けては、各学校において丁寧な対応を継続的に進めており、実際に2万人を超える子どもの回答がございましたけれども、ほぼ1

00%に近く解消されている状況でございます。

次に、不登校への対応についてですが、そこがございます心のサポーター配置モデル事業など新たな取り組みを行い、不登校の子ども、あるいは、家庭を支援しているところでございます。

続きまして、14ページをごらんいただけますでしょうか。

(5)の学校教育の関係ですが、①教育研修の実施ということで、表のとおり、新任の管理職、10年経験者、初任者を対象に行ったもののほか、教育センターでの講座、市内全市立小・中学校が参加する教育課程研究協議会において実施したところでございます。

15ページに移りまして、②として、各市立幼稚園、あるいは、学校で、条例の趣旨を踏まえた実践が行われますよう、人権教育推進事業において研究を実施しており、4校で実践した内容を中段の表にまとめております。各校の具体的な取り組みの内容として、15ページのアの公開授業では、小学校で行った6年社会科の授業について、1枚めぐりまして、16ページのイの啓発活動では、平成23年度に作成しましたDVDを活用する取り組みの内容について、続いて、17ページのウの条例に関する学習では、子ども未来局とも連携した条例等の学習内容について、そして、18ページには、ピアサポートの活動ということで、教育課程に位置づける研究、あるいは、卒業生によるピアサポート活動の取り組みについて、それぞれ記載をさせていただいております。

今年度も各学校における取り組みの一層の充実に向けて、研修や研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

教育委員会からの説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局、そして救済委員及び教育委員会の方々から説明をいただきましたけれども、これらの説明をもとにいたしまして、意見交換に入りたいと思います。

質問を含めて、ご意見のある方は、自由に述べさせていただければと思います。

○A委員 アシストセンターの関係で、戸籍のない子どもの関係ですけれども、私もそれにかかわったので、いきさつはわかっております。これは、学校にも連絡は行っているのですね。実際、子どもには、教育上の関係できちんと学校に通えるような形になりまして、問題はないから、僕らもその後は何もしていないのですけれども、僕らもびっくりしたのです。戸籍がないとはどういうことなのかと。我々は、今、区の相談室と一緒にいろいろなことを話したりしたのですけれども、どこへどういうふうにつながっているのかということが、我々のところまで詳しく入ってきていないし、現実には、その結果の報告も何もありません。校長とも話をする機会があったけれども、別な関係でいろいろなことで話をしたりして、こちらも忘れてしまって、聞く機会がなかったです。今回、この席でそれが出てきたので、僕もびっくりしているような形です。

例えば、児相の関係でも前に話をしましたけれども、前期までは、いろいろなことがあっても、報告というものは一切なかったのですが、今年度からは報告するという形に大分

変わってきているので、ちょっと異常なケースだろうと思うのですが、こういうのは、我々は若干かかわっておりますので、報告が私のところに来ていないから、うちの主任児童員も何も聞いていないと思います。そういう形で、何かのコメントで欲しいというのが実情です。よろしく願いいたします。

○委員長 今のA委員のお話に対して、救済委員から何かございますでしょうか。

○事務局（吉川代表子ども権利救済委員） アシストセンターの立場としましては、そういう問題がありまして、戸籍のない方がいるということで、学校に行くということもありますし、病気になったときの治療の問題もありますし、いろいろな問題がありまして、そういう子どもに対する権利確保ができていくのかというところをいろいろ調べました。

現在も調べているところですが、基本的に、調べていくと、それぞれの部署ではちゃんとやっていたりしているものもかなり出てきてまして、それは十分に横の連絡があるかどうかということもよくわからないところがございますので、アシストセンターでできることとすれば、こういう事実を調べて、こういう救済のやり方をしているの、今度、こういうものがあつたときには、まずはそれぞれ横の連絡をとって、ぜひ速やかに対応してくださいということをやっていると考えております。

それから、今、ご質問がありましたが、具体的にそういう相談があつたときに、それをどこまでご報告するかについては、私どもでもどういう対応をしているのかというのは事務局の方とも相談しなければいけませんので、わかりませんから、そこら辺は宿題とさせていただきます。

○委員長 A委員、よろしいでしょうか。

○A委員 はい。

○委員長 それでは、ほかにありましたら、遠慮なくどうぞ。

○J委員 教育委員会の取り組みについて質問をさせていただきます。

人権教育の研究推進校ということで4校挙げられておりますが、この学校数、小学校1校、中学校2校、高校1校ということで、それぞれの年代で人権について考えて、社会生活について考える機会を得るとするのは、子どもたちにとって大変いいことだと思うのですが、今後、この研究校の数が各区に小・中・高と1校ずつ増えていくような計画はあるのでしょうか。

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） 今、ご質問をいただいた点ですけれども、研究推進校は、あくまでも、モデル的にといいますか、全市的な推進役ではあるのですが、実際には、この推進校以外の学校でも、ピアサポート等に取り組んでいる学校も出てきております。今日ご紹介できませんが、ほかの学校でも、冊子をつくって、全校で取り組んでいるような学校も出ております。今年度は、先ほどもございましたけれども、昨年、中学校1年生の子がみずから命を絶つという件もございまして、札幌市として、いじめや自殺予防の総合対策プロジェクト事業を立ち上げまして、市民の皆様とともに、学校での取り組みを一層進めていきたいと考えております。

その中では、ピアサポートというお互いに子どもたちが支え合う活動というのは、すぐに実効性があるということではないですが、子どもたち一人一人が自分の肯定感とか、仲間づくりをする上ではとても大切な取組だと思っておりますので、委員会では、この学校の数が少し増えればということではなくて、全ての学校で、何らかのピアサポート的な取組ができるような体制づくりをしたいと考えているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○B委員 14ページです。子どもの権利については、教職員がどれだけ理解をして子どもたちに影響力を発揮できるのかということが大変な要だと思えます。そして、これを見る限りにおいては、それなりの参加者の人数があるのだなと理解をするのですけれども、果たして札幌市にいる全体の教職員の何%ぐらいに当たるのかということと、いつになったらそれが100%になる可能性があるのか、要するに、何年度までに、多分、一番必要とされるような先生がなかなか出てこられないということがあるかもしれないので、なるべく早いうちに、100%全ての教職員がこういう研修に出るといってもしていただきたいですし、部活など体罰に関しても、容認する先生方が多いという新聞報道もございましたし、そういうことを考えても、100%、全教職員が研修に何らかの形でかかわるところも目指していただきたいのです。とりあえず、これだと何%ぐらいになるのかということと、これに参加した先生方がどういう感想をお持ちになったかということがありましたら、お教えいただきたいと思えます。

○委員長 教育委員会に対する質問かと思えますので、よろしくお願いします。

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） 学校関係にかかわっている全市の教職員を合わせますと、1万人ぐらいの教職員になるかと思えますが、その中で、何%かという数字は今すぐに出せないです。ただ、我々がまず押さえておかなければならないのは、各学校では、子どもの権利という考え方の底辺になる、子ども一人一人を大事にする、お互いに助け合いながらということは、小学校あるいは中学校の学校種にかかわらず各学校で行っていると考えております。

ただ、それが札幌市の子どもの権利にかかわる部分と常にリンクしたような、つまり、学校では、子どものお互いのよさに気づくような授業とか、4月当初であれば、お互いのよさを高めていくような道徳や学級活動は必ずどこの学級でも行っているのですが、それが子どもの権利と非常に結びついているという意識化ですね。ある面では、それがこの取組の一つなのだという意識を持って教職員が取り組めるかどうかということがこの後に大事になってくると思っております。確かに、実際には全員が研修をしてということですが、先ほど申しました人数からいくと、1年、2年でというのはなかなか難しい部分もございます。それもありまして、各学校にDVD等を配付したり、最近、教育センターが研修を行っているのですが、研修を行った後、その資料を、各学校に映像資料のようにして配信して、各学校の校内研修で生かしてもらおうような取組を、今、少しずつですが、始めてお

ります。今年は、そうした部分をさらに充実していきたいと考えているところでございます。

直接の回答になっていなくて申しわけございません。

○委員長 B委員、よろしいですか。

ほかにどうぞ。

○C委員 17ページです。子どもの権利条約や札幌市子どもの権利条例について学習するということですが、憲法ですね。弁護士会よりも憲法の出前講座とかいろいろやっておりますが、今、改憲がいろいろ問題になっておまして、96条の問題もさることながら、公共の利益を重視すると言わんばかりの議論がなされております。

子どもの権利ということにも間接的にかかわってくるのですけれども、憲法の仕組みがどうなっているのか、そここのところの学習についてはいかがでしょうかという点を質問させていただきたいと思っております。

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） まず、小学校では、6年生になりますと、日本の政治の仕組みということで、4年生ぐらいから、分野でいいますと、大きな枠組みですけれども、産業や歴史を勉強した上で日本の政治のことを学習します。

憲法の部分でいうと、中学校になりますと、歴史的な経緯については、歴史的な分野、1年生、2年生、ただ、憲法という考え方でいきますと、市民革命以後の動きが大きくなりますので、学年としては2年生で学習することが多いかと思っております。

その後、具体的に、今、出ました憲法の考え方とか条文については、3年生で勉強する公民的分野という中での学習になります。それと、子どもの権利ということでいいますと、やはり小学校1年生から、もっと言うと、幼稚園から子どもが豊かに学び育つという考え方を子どもたちに少しずつ浸透させていく部分もありますが、憲法にかかわる部分は、今言ったような仕組みになってございます。

○委員長 C委員、どうでしょうか。

○C委員 非常難しいところだとは思いますが、憲法というのはほかの法律には、国家が国民を縛るものなのですが、憲法は逆で、国民が国家を縛るものだという基本的なことをなかなか理解していない人が多いという気がします。そういう基本的な全体構造に触れる機会もあつたらいいのかなという印象がありますので、それだけ申し述べておきたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

○B委員 1ページですけれども、1ページの五つ目の丸なのですけれども、これの主語は子どもなのですよ。

要するに、権利条例を直接の原因として、他人の権利を侵害してまで権利行使をするような子どもの権利の濫用及びそれに伴うということで、これはおかしくないですか。すごく違和感を持つのですけれども、どういうときに子どもが、君、それは子どもの権利の濫用だよということをどういうふうにかウントするのも想像できないし、むしろ、そうい

うことがあれば、そのことについて教え諭すということは、この子どもの権利条例の趣旨であって、これなら、あたかもカウントしているような感じですね、君のそれは権利の濫用だと。むしろ、教師が権利を濫用したのをカウントするならまだ合っているかと思えますけれども、この五つ目の丸には非常に違和感を持ちます。

○委員長 今の点ですけれども、ご意見というふうに取り取ってよろしいでしょうか。

○B委員 結構です。

○D委員 わからない点を何点か質問させていただきたいと思います。

まず、教育委員会ですが、子どもの権利に関する指導のあり方について、先生たちは検証されるということです。子どもの権利について学習するということであれば、小学校だろうが、中学校だろうが、高校だろうが、先生たちが権利について学ぶ機会というのは一括でいいと思うのですけれども、指導のあり方についてという具体的なことになると、小学生、中学生、高校生で指導のレベルやあり方が変わってくるのかどうか。まして、特別支援になってしまいますと、さらに具体的なことに入っていくのではないかと僕は単純にイメージするのです。

その指導のあり方というところを小学校から特別支援まで含めて一括でやっているというのは、どういう研修をされているのでしょうか。

何度も言いますが、子どもの権利について学ぶ機会ということで、先生たちが一緒に学ぶのはいいのですけれども、指導のあり方として、小学校から高校までの先生が一括でするとなると、具体的な方法になるのではないかと思います。それはどうですか。

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） もちろん、それぞれグループごとに分かれての演習であるとか、そうしたことを取り入れながら、ただ、いわゆる座学の一方向的な講義ということにならないような工夫、さらに、授業で実践を通して学ぶということが先生方にとっても非常に重要ですので、そうした取り組みですね。あとは、先ほど申しましたDVDも、まさに実践に根づいたものを用意させていただいております。やはり、それらを有効に普及啓発していくという基本スタンスということです。

○D委員 了解しました。

それであれば、先ほどのB委員のお話ではないですけれども、できるだけ多くの先生がそういうものに触れる機会があるといいと思います。先ほど聞きますと、1万人ぐらいの先生がいらっしゃるって、71人ですと1%に満たないですから、新任も入れるとまた別でしょうけれども、できるだけ多くの機会があったらいいなと思います。

○委員長 先生方に関しては、全体の研修がありますね。先生方全体の研修です。

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） 札教研などでしょうか。

○委員長 そうです。そういうものの中で、子どもの権利について取り組むということはないのでしょうか。

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） 札教研は、校内研修を足場にしまして、特に、子どもの権利にということではなく、各教科に分かれての部会、あるいは教育相談とか、

ある課題を持って研究を行っております。特に子どもの権利というテーマを設けてということではないですが、基本的なベースになっている中では、委員会の指導主事も助言等に出かけていきますので、考え方等はそれにのっとって行っております。

○D委員 ほかの質問ですが、アシストセンターは、電話やEメールの受け付けの時間は何時から何時まででしたか。

○事務局（吉川代表子ども権利救済委員） 朝10時から夜8時までです。

○D委員 電話の回線数は何本ぐらいありますか。

○事務局（吉川代表子ども権利救済委員） 3本です。

○D委員 では、常時、3人から4人ぐらいのセンターの相談員の方がいるのですか。

○事務局（伊藤子どもの権利救済事務局次長） 時間帯によって人数は変わりますが、最低2人は常駐している状況になっています。

○D委員 年間の相談延べ件数が3,900件ぐらいということですが、土・日はやっていないですね。

○事務局（伊藤子どもの権利救済事務局次長） 土曜日はやっております。日曜日は休みにしております。

○D委員 その休みを抜いても、1日に大体十二、三件ぐらいですね。

○事務局（伊藤子どもの権利救済事務局次長） メールを含めて、件数としてはそのような形になると思います。

○D委員 子どもが多いとなると、子どもが学校に行っていない時間帯であれば、やはり夕方4時ぐらいからになりますね。

○事務局（伊藤子どもの権利救済事務局次長） 時間帯についてですが、子どもについては、学校が終わっての夕方からの割合が結構高いです。親御さんについては、午前、午後平均してあるという状況になっております。

○D委員 そうすると、回線の関係で、アクセスしても話し中でつながらないなどのふぐあいはないのですか。今のところ、そういうクレームはない。

○事務局（伊藤子どもの権利救済事務局次長） 仮に回線がいっぱいになったときは、そういうメッセージが流れて、再びかけ直していただくような体制はとっております。

○D委員 あとは、相談内容の内訳が簡単に教えていただければと思います。いじめが多いとか、学校の不満が多いとか、家庭の不満が多いとかですね。

それは出ているのですね。

○事務局（伊藤子どもの権利救済事務局次長） 資料の2枚目に書いてございます。

○委員長 では、ほかにいかがでしょうか。

○E委員 1ページ目の最後のアンケート結果の部分ですが、子どもの権利が守られているかというアンケートで、平成24年度で66.5%になっているにもかかわらず、平成26年度の目標値が6割になっているので、このままだと、目標として、そう思う人数を減らすようにもとられるのですが、なぜこのような目標値を設定したのですか。

○事務局（岩佐子ども権利推進課長） こちらは、子どもの権利に関する推進計画を策定したときに60%と定めておりました、平成21年度は48.3%です。23年度、24年度の数値につきましては、調査のやり方が違うので、一概には比較できないというふうにお考えいただければと思います。

あくまでも、平成21年度は、子どもに関する実態調査という無作為抽出の調査で行った結果でございまして、こちらの数値が60%を目指すようなものと考えております。23年度、24年度で掲載させていただいております数値につきましては、例えば、子ども未来局で行っているイベントとか、そういうときにアンケート調査を実施して行ったときのアンケート調査の結果でございますので、ご了承いただきたいと思います。

○E委員 もともと設定したときの60%というのは、どのような根拠で設定されたのですか。

○委員長 その点について、事務局で何かわかることはありますでしょうか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 現状を踏まえて子どもの権利委員会でも検討させていただいたうえで、最終的に出した数値です。

○委員長 E委員、いいですか。

○J委員 今、E委員へのお答えに対する質問なのですが、ということは、無作為抽出のアンケートを今後予定していると理解してよろしいですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 今年度を実施する予定でございます。

○E委員 たしか、推進計画を策定したときに6割と設定したとおっしゃっていたのですが、次の推進計画の策定は何年度を予定していたのですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 来年度に策定する予定でございます。そして、平成27年度からの計画となります。

○E委員 では、そのときに、また目標値は設定し直したりする検討はされると。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） その予定でございます。

○委員長 その際には、子どもの権利委員会もかかわるわけですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） そのとおりでございます。よろしく願いいたします。

○委員長 それは、我々の後の権利委員会になると思います。

ほかにいかがでしょうか。

○F委員 今、E委員が言ったことは、本当に核心だと思います。目標値というのは、パブリックコメントとか無作為とかありますけれども、やはり、この権利というのは、市民が知ることが本当に大事なのです。目標値もそうですが、60%というのは、僕に言わせれば低いわけです。やはり、7割くらいの市民の皆さんがそういう権利を知ることが大事なのです。今、いろいろお考えだとは思いますが、この次は、権利委員の皆さんとしっかり議論して、目標値というのは、ただのパブリックコメントで機械的なものではなくて、どこにしっかり目標を持って、数字もそうですが、この権利に対して市民が

どういふふうになっているとか、そういうことも今後の課題としてお持ちいただきたいということです。意見として言うておきます。

○委員長 ありがとうございます。

だんだんと意見も出ておりますけれども、皆さん方はいかがでしょう。

○E委員 先ほどとは別の質問ですが、12ページにある新しくつくられたリーフレットを具体的にどのような場所で配付されているのですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 区役所や中央図書館などに配付しております。（学校関係、PTA、児童会館、地域関係者など）

○E委員 主な配付先が一般地域関係者などとなっておりますが、まず、これは、具体的にいつごろに作成されたものですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 今年の3月末にでき上がっております。

○E委員 では、今までどのぐらい配られているか、持っていかれているかという数はわからないですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） こちらは、7,000部ほど作り配布しておりますが、どこにどれだけの在庫があるかというのは、わからない状態です。

○E委員 少なくとも、7,000人以上、手にとっていることはないのですね。こういうものをつくっても、手にとられて実際に読まれないと、つくった意味というか、役割が果たされないと思うので、こういうものがあるので読んでくださいみたいな広報をもっとするべきではないかなと思います。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 一応、マスコミには、こういったものができましたということでお知らせはしてございます。

○E委員 私は、先ほど2階でこれを配っていたのを見て初めて知ったので、そういうことを思いました。

○委員長 もっと増やしたほうがということですか。

○E委員 もっと広めたほうがいいと思います。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 今後、「KenriBook」を使って研修を進めていきたいと思っております。

○E委員 研修は、具体的に教職員のほうですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 一般の市民向けのものです。あとは、市の職員などですね。

○委員長 E委員、よろしいですか。

ほかはいかがでしょう。

○G委員 今の12ページの続きですけれども、よく区民センターに行っても、たくさんパンフレットを発見して、こんなにたくさん税金でつくってとすることがあります。やはり、以前もお話をしたことがあると思うのですけれども、私は、広報さっぽろは有意義に活用できるものではないかと思っているのです。広報さっぽろは、新聞をとっていない

方でも見られて、市政にも近く、いろいろな活動をしていることを知れる唯一の機会ですから、広報さっぽろをもっと活用してほしいと思います。一度、目にしても人の記憶には残らないですし、子ども権利のバッジになっているロゴマークも、1回や2回見ても、すっと抜けてしまう場合もあるかもしれません。ですから、広報さっぽろにも、それが定着するぐらい繰り返し載せていくと、宣伝効果があるのではないかと思いますし、お金をかけてたくさんパンフレットにつくるより、よほど効果的だと私は感じています。

それから、12ページに具体的な事例を紹介するとあるのですがけれども、この事例というものは、子どもにまつわって、こういう悲しい思いをしましたとか、事件がありましたとか、そういう事例も紹介しながら、パンフレットの中で触れているのでしょうか。

例えば、匿名でしようけれども、こういう悲しい思いをしたからというものが載っていると、自身も気がつくことがあると思うのです。ただ、格好いいことだけ、こういう場合があつてこうこうとたくさん並べるよりも、具体的な例は、とても心に響くものがあるし、子ども自身も感じ取って、自分もここまでひどい状況にあるのかなと気がつくこともあると思っておりますが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○委員長 事務局に対する質問ですね。

○事務局（伊藤子どもの権利救済事務局次長） 主にあしすと通信の関係がかかわりそうなので、救済事務局からお話をさせていただきます。

あしすと通信は、年に2回、小学生、中学生のお子さんを通して保護者宛てにお配りしているところですが、その中で、例えば、分類をしながら、こういうような相談があつたよとか、少し具体性を持たせながらそういう相談ならしてもいいのだなとか、そういったことを感じていただけるような形で、あしすと通信の中で載せさせていただくということになります。

あとは、保護者向けということで、アシストセンターで行っている出前講座の中では、もっと具体的に、こんな相談が多いとか、それに対してこういったお子さんが悩みを持っているとか、そういった事例もお話ししながら、保護者の皆さんに対して、そういうことをお話しさせていただく機会もございますので、今後もいろいろ工夫をしながら、お子さんや保護者の皆さんに届く形の広報に努めていきたいと思っております。

○委員長 G委員、よろしいですか。

ほかに、この件に関して何か質問、あるいは、意見はありますか。

高校生委員の方はいかがでしょうか。

H委員、どうですか。

○H委員 質問になるのですがけれども、12ページのパンフレットの小学生というのは、何で小学4年生に限って配るのですか。パンフレットを小学4年生に限って配るのはなぜですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） こちらのパンフレットは、最初にでき上がりましたときに、4年生、5年生、6年生の全員にお配りしているものでございます。そして、

一通り配り終わった後に、新たに4年生になった方に対してお配りしているものでございます。

○H委員 高校生は大人とみなされるかもしれないですけども、これを見る限り1個しかありません。私も、権利に関して、ここに出て初めていろいろ知っていることがあるので、高校生に対してもあるとありがたいです。ぜひ、つくってください。お願いします。

○委員長 よろしく願いいたします。

I委員はないですか。もしありましたら、この際ですから出してください。

○I委員 3ページの研究推進校のところですけども、どうしてところは大通高校を選んだのかなというのが気になりました。大通高校は、定時制で、いろいろな境遇の人がいっぱいいて、そういう意味ではいいとは思うのですけれども、同時に普通科の高校に関してもとった場合に、もう少し違う結果が得られたのではないかなと感じました。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、教育委員会からどうぞ。

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） 札幌の市立高校は8校ございまして、大通高校は確かに定時制ですが、ほかの学校と違いまして、午前部、午後部、夜間部ということで、各学年に300名少しという状況です。また、学び直しというか、一度、中学校あるいは小学校のときに不登校等を経験した子ども、あるいは、他校の高校に行ったけれども、どうしてもうまくいかずにもう一回大通高校で学ぶ子どももおります。そうした部分で、大通高校の卒業生の子どもたちが、まさにいろいろな形の子どものための授業のサポートに来ていただいているということを行っております。

この大通高校の取り組みは、他にミツバチプロジェクトと言いまして、ご存じでしょうか。同じ校舎内に幼稚園もあるものですから、いろいろな取り組みを行っております。これを、商業科を含めた全日制の学校にどんなふうに広げていくかというあたりが、まさに、今、市立高校で取り組んでいるところです。今、委員からいただいた考え方も、この後、通常の全日制の学校にも広がっていくように、ぜひ我々も取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、この件に関して、ほかにございませんでしょうか。

ちょうど5時半も若干過ぎておりますので、この辺で終わってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、ほぼ意見が出てきたということがありますので、本日の意見も踏まえまして、変更がある場合には最終的なものを事務局から後で送っていただくことにして、2番目の議題に移りたいと思います。

その前に、何かございますか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 救済委員のお二方ですが、所用のため、これにて退席をさせていただきたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

〔救済委員は退席〕

○委員長 それでは、次に移りたいと思います。

視点5に入るわけですが、視点5につきましては、本日の報告書の中にもありましたし、これまでも何度か議論があります広報、普及の関係の問題であります。

まず、事務局から、この点に関して説明を受けまして、その後、審議に移りたいと思います。

それでは、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） それでは、資料5をごらんいただきたいと思えます。

視点5、子どもの権利を大切にすること意識の向上についてでございます。

大きく市民に向けた広報啓発と職員向けの研修に分けてございます。

先ほどの報告書と重複する部分がございますし、これまでも委員会において何度かご説明をしているところでございますが、改めて簡単に説明させていただきたいと思えます。

まず、子どもの権利に関するパンフレット、ニュースレター等の作成でございます。

こちらにつきましては、条例制定と同時に作成し、子どもを初め、大人を対象にそれぞれ配付させていただいているところでございます。

配付の方法につきましては、これまでも、委員会の中でご意見をいただいているところでございますけれども、これまで、市立高校への配付は郵便で行っていたところを、平成24年度末より、職員が直接学校を訪問しまして、教職員に説明の上、お渡ししているところでございます。こちらにつきましては、平成25年度も引き続き行う予定です。

また、子どもの権利の基本的な考え方につきまして、市民の皆様は、より親しみを持って関心を高めていただくよう、日常生活の中での子どもとのかかわりについて、イラストを交えて紹介する新たな冊子「Kenri Book」を作成し、今月から配付をしているところでございます。

続きまして、子どもの権利の日事業の実施についてでございます。これまでは、大人を対象といたしまして、講演会を中心に行っておりましたが、昨年度から、子どもに限定し、まちづくりや自分自身についての意見交換を行うように変更しております。100名を超える子どもたちに参加していただいております。今年度も、内容につきましては、現在検討中でございますので、改めて後日ご案内いたしたいと思っております。

続きまして、子どもの権利PRロゴマークの作成でございます。

先ほどの報告書の表紙にも掲載してございますけれども、さまざまな場でPRしたいというふうに考えております。

続きまして、出前講座・出前授業の実施でございます。一般市民の方を対象にした出前講座に加え、子どもを対象とした出前授業を実施し、子どもの権利の理解促進に努めているところでございます。

続きまして、一番下の各種イベントの普及啓発でございます。

これまでも他部局や他団体が行うイベントの際に、子どもの権利をあわせてPRするようにはしていましたが、今年度は特に民間が主催するイベントの際にもPRするように努めているところでございます。

続きまして、裏面をごらんください。

教育委員会の関係でございますけれども、子どもの権利に関するDVDや公開授業の関係を掲載してございます。中ほどに職員向け研修とございますけれども、子ども未来局からは2点ほど掲載しております。

1点目は、子どもの権利推進アドバイザーの実施でございまして、職員研修を中心に、関係団体等での講演等を行っているところでございます。

2点目は、教職員向けの出前講座の実施でございまして、先ほどの市民向けとは別に、新たに教職員を対象に昨年度から実施しているものでございます。内容といたしましては、子どもの権利推進課やアシストセンターでの取り組み報告、学校現場での感想など、意見交換を行ったところでございます。

3点目は、教育委員会で実施している研修について掲載してございます。

最後に、課題、評価でございますけれども、これまでも皆様から何度かご指摘をいただいておりますが、平成21年度の条例の認知度は決して高いとは言えないところでございます。年末には同様の調査を実施いたしますので、認知度が向上するよう、引き続き取り組みを進めていくとともに、単に認知度が向上することだけにとどまらず、子どもの権利そのものの理解や理念の実現に向けまして、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

教育委員会におきましても、研修対象者の拡大ですとか、子ども自身がみずから権利について理解できるよう、DVDなどの活用を一層進めていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

本日、あるいは、これまでも随所で皆様方からご意見をいただいておりますけれども、本日、ここで改めて発言をお願いしたいと思います。

それでは、自由に意見を出してください。

○F委員 上から、子どもの権利の日の事業の実施についてお伺いします。

平成23年度は、大人向けの講演会がありまして、私も参加させていただきました。平成24年度からは、大人ではなくて子どもだけということになったのですけれども、これは、どういう形でそうなったのですか。説明してください。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） イベント全体の統一性を重視いたしまして、前は2部構成だったのです。午前中に大人の講演があつて、午後から子ども向けのものがあるということでした。ですから、そのイベントに参加していただく方も、午前中にはたく

さんいらっしゃるのですけれども、午後の講演になると人数が少なくなる等、いろいろな課題がございまして、昨年度につきましては、子どもを中心にしたイベントに変えております。

○F委員 ということは、今後もそういう形でいくということですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 一応、今年度もそのように考えてございます。

○F委員 なぜ聞いたかというのと、大人向けも大変すばらしい講演会だったのです。いろいろなお事情はあると思いますけれども、ちょうど平成21年度から条例が施行されて来年度でちょうど丸5年たちますね。そこで、大人向けも大事だと思うのです。お子さんにはもちろん当たり前の話ですが、いろいろな節目の年に、毎年やるというのはいろいろな事情があってできないかもしれませんが、なぜそれを言いたかったかというのと、この間、町内会で女子高生が町内会役員になって、こういうことが、これからのまちづくりとか、子どもの権利条例にかかわってくるのに大変すばらしい形だと思うのです。

これをやれとは言わないですけれども、B委員の講演でもすばらしいからよろしいのですが、要は、大人向けもたまに入れて、毎年やらなくてもいいけれども、そういう啓蒙もしていくことが、パーセンテージの関係も、今後のいろいろな計画も、多少プラスになることを考えながらやっていく計画も今後考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 大人向けも必要だということですね。

○E委員 子どもの権利の日に行われた講演会もそうなのですが、基本的に、どこかに行って講演を聞くとか、自分が行動しなければいけないものに参加する人は、子どもの権利条例や、根本的な人権に興味がある人が行くと思うのです。アンケートでいえば、知っているという人が中心になると思うのです。でも、講演をただ行っても、結局、条例について知っている人がまた来るということも考えられますので、理解している人をどんどん増やすということを考えたら、市の行事などに参加してもらうというよりも、例えば、広報誌の余っているスペースにロゴマークを印刷するとか、無意識のうちに目に入って関心を呼びかけるというか、喚起するような取組が必要ではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

知らない人がもっと知るようにしてもらいたいということですね。すごく大事なことだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○G委員 子どもの権利の日事業の実施のところで、全庁的などというのは、全国的などということですか。

全庁的な普及啓発を実施しているというのは、その上には庁内からと書いてあるのですが、これが全国的ということの意味しているのですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 全庁的というのは、市役所の中という意味でございまして、応募をして、子どもの権利に関する取組を出していただいたということです。

○G委員　そういう意味なのですね。

それから、その下の子ども権利PRロゴマークの作成とあるのですが、啓発物品はパンフレット以外にどのようなものがあるのですか。缶バッジみたいなものがあるのは知っています。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長）　児童手当の通知ですとか、札幌市で作成している市が出す郵便物に使う封筒があるのですが、そちらに掲載してございます。

○G委員　わかりました。今度、注意して見てみます。

○委員長　ほかにありませんか。

○A委員　今のロゴマークの関係ですが、子どもの権利推進課だけのものですか。

というのは、郵便で送って来てもらっているこれも子どもの権利ですね。これは、規制があつてということでしょうけれども、こちらのロゴマークとは若干違うのです。細かいことだけれども、できるのであれば、同じにしたほうがいいと思います。多分、規制があつてこういう形になっているのだらうと思いますけれどもね。

○事務局（子どもの権利推進課岩崎事務職員）　ロゴマークの関係ですが、皆様にお送りしている茶封筒は、札幌市役所の全ての部署から送るものをまとめて市役所で購入して発送しております。ロゴマークができましたのは昨年8月でしたので、その時点ではまだそれを掲載していなかったところなのですが、今、市役所の所管部局にお願いしまして、ロゴマークを掲載するようにしております。多分、タイムラグがあるので、皆様のお手元に届くのはもう少し後になるかと思っております。

○A委員　これは、子どもの権利推進課だけではなく、全庁的ということですか。

○事務局（子どもの権利推進課岩崎事務職員）　全庁的ということですが、ただ、例えば、国勢調査とか、そういったことがあつたりするとそこに載ってきますので、全部が全部ということではないですが、かなりの部数がありますので、それを継続的にやろうかと考えているところでございます。

○委員長　この封筒を使い切ったら変わるということですね。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長）　そういうことになります。

○委員長　この中に執拗に取り込んでしまうと、見落とすのではないのでしょうか。

○事務局（浦屋子ども育成部長）　今の予定では、時計台の下の部分にロゴマークと四つの権利の文章を入れて、少しでもわかりやすくということで、今、計画させていただいております。

○委員長　なるべくはっきりわかるようにお願いしたいと思っております。

ほかはいかがでしょう。

○B委員　どういう形で広めていくのかというのは、いろいろ注意が要ることだと思うのですが、割とあそこで学ぶ方々は、地域とか子どもにかかわりたい、でも、どうやってかかわったらいいのかわからないという声を大変よく聞きます。ですから、ちえりああたり

で、子どもの権利を地域に広めましょうことで、そのためのサポーター養成講座をすると、これから定年退職を迎える団塊の世代の方とか、いろいろな方が学んでくださって、地域でそれを還元してくださるという循環ができるかもしれませんので、ちえりあの講座も利用されたいかがかと思います。

○J委員 出前講座・出前授業の実施のところですが、小学校5年生以上を対象とした出前授業を取り入れる学校がふえていくことは望ましいことだと思うのです。認知度として、教えて！ファイヤーマンというものがありますが、あのぐらいの活発さで、教えて弁護士さんとか、子どもの権利に関して、いつもいろいろな部署の方が説明してくださるのですが、一つの顔みたいなものが見えてこないのです。広めるという意味では、やはり、象徴的な何かがあると、皆さんはとてもわかりやすいです。あの方に聞けばとか、これが子どもの権利なのだと。

食育は、お母さん方の関心も高く、広まるのが物すごく速かったと思うのです。ただ、人権というものは、国民性なのか、皆さんはあまり触れない部分であるとか、興味を持たれない部分だったりするのです。その辺が、もうちょっと実生活の中に入ってくるような、今で言えば虐待やいじめですね。実は、食育も、子どもにしっかりした栄養を与えて育てていくという大事な人権の部分だと思うのです。そういうことが、親にもっと象徴的に入ってくるようなものがあるといいかと思います。子どもには、教えて！ファイヤーマンのような時期がどこの子にもあって、それと同じように、親もそういうことに関心を持つような機会が得られればいいと思うのです。

パンフレットや「KenriBook」は、私のうちにも来ました。これは、PTA会長宛ての封書で来ました。私は、このような委員会に出させていただいているので、また、新しいものをつくったかと思って見ましたけれども、ぺらっと来るのです。やはり、それでは、もったいないと思うのです。ここに、一家族のキャラクターをつくられていて、きらり君のお話やお父さんやお母さんのキャラクターがあって、これがもうちょっとPTAの活動の中に生かされるような説明や何かを、各学校には難しいと思うので、区P連でされるなり、市P協でされるなり、とてももったいないと思います。どのパンフレットも、子どもは、ただ、ぽんと持ってきてしまいます。それに対して説明や印象に残るような出来事があると、資料がより生かされるのではないかと思います。

○B委員 人KENまもる君の着ぐるみとかはないのでしょうか。

○E委員 少しずれるかもしれないですが、出前授業はいっぱいあると思うのですけれども、中学校なら、3年間行ったら卒業してしまいます。3年に1回は授業がないと、仮に自分が通っている小・中学校に出前授業が来たとしても受けられないことになります。少なくとも、年間五、六校では、3年かけて全市の子どもに行うのは、現状では難しいと思うので、それをもっとふやすべきではないかということが一つです。

あとは、希望校を訪問しとなっているのですけれども、実際に出前授業を希望する学校は、市がかかわっていない民間主体のものでも、例えば新聞を使った教育など、指導要領

を超えたことを積極的に行っている学校が多いと思うのです。やはり、希望する学校という偏りが出ると思うので、満遍なく年間何校かずつ、3年かけて、全中学校なら100校ぐらいありますから、年間30校でも、可能な範囲で市内の全員の子どもが一度は出前授業を受けたことがあるような環境があればいいかなと思います。

それから、今、私たちは、表現の自由があるから、ある意味、市の政策にああでもないこうでもないと言っていると思うのです。やはり、私たちに意見を主張する権利があることを知っていて使うのと、知らないで使うのとでは、意見を主張する子ども当事者の意識も異なると思うのです。こういう権利条例があるのですよというよりも、権利があるのですよという授業をもっと行っていくべきではないかと思います。

○委員長 今、すごく大事なことを言ってくれました。

○C委員 私も認識不足ですが、出前授業や出前講座ですけれども、弁護士が何人ぐらい担当しているのですか。憲法委員会とタイアップしているのですか。

○事務局（伊藤子どもの権利救済事務局次長） 出前授業について、特に子どもの権利の部分については、主に、アシストセンターの調査員の弁護士に行っていました。それと、救済委員の先生ということで対応させていただきました。

○C委員 今、E委員から、もっとやるべきだという意見がありました。本当にそのとおりだと思います。たくさんやるとなると、どうしても人数が必要になります。私は、ご存じのとおり、弁護士会子どもの権利委員会の委員長としてここにおりますが、いろいろ協議させていただければ、委員に若い弁護士がたくさんいますので、もっと広がりを持ってできるのかなというのが一つです。

それから、E委員がおっしゃったのですが、やはり、こういうものの配付先ですね。それを考えないでつくと、配っても読まないのです。弁護士会でもいろいろつくりませんが、ぱらぱらと見て終わってしまうのです。ここは議事録から削除してほしいのですが、何でもそんなものをつくったのだと言われ、我々も非常に反省しなければならないところがあるのです。

さっき、税金というお話もあったと思うのですが、これは、かなりかかっていると思いますので、配付場所、配付方法等について、効果的になるようにご検討いただければと思います。

○委員長 例えば、これを使って出前授業をするというのは大事なことだと思います。

○C委員 これを読んでもくださいと言って教材にすると、読まざるを得ないと思うのです。言い方は変ですが、読むことになると思うのです。学校でやるのか、いろいろなところでやるのか、私は、いろいろなところで約束をしてきて帰ると、また委員長が面倒くさいことを約束したと怒られるのですが、一生懸命取り組んでいきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○A委員 今さらの質問で申しわけないですけれども、出前講座や教職員の研修のあり方についてです。これは、市立の学校だけですか。私立の学校の教職員は全然関係ないので

しょうか。

○委員長 今の点について、事務局で何か言えることはありますでしょうか。教育委員会からお願いします。

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） 教育センターで行っている研修は、基本的には、市立の教職員が対象です。ただ、先ほどありました中には、市民向けの講座も用意しております。そちらのほうは、特に教職員だけでなく一般の方にも参加いただくようなものです。昨年度であれば、ピアサポートの栗原先生の講演は、広く市民にもお伝えをして、参加いただいております。

○A委員 そうすると、私立の学校に関しては、こういう出前講座や出前授業については、ほとんどないような感じですか。

○委員長 そのあたりは、何か把握していますでしょうか。

○A委員 出前は、多分、希望で行くのだろうと思います。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 私立については、出前授業はございません。出前講座という一般市民向けの講座がございますので、例えば私立高校に通っている方も、そちらの講座は受けられることになります。

○A委員 確かに、受けられるというものはあるのだろうけれども、同じ札幌市内にいるのですから、逆に、市立だけでなく、私立まで範囲を広げていったほうがいいのではないかと僕は思います。

○E委員 差が出てしまうと思います。

○A委員 今後の問題かもしれませんが、その辺のところを考えてもらったほうがいいのかと思います。

○委員長 H委員、そのあたりで何か思うところはありませんか。

○H委員 何を答えればいいでしょうか。

○委員長 自分のところには来ないとか、そういうことで構いません。

○A委員 要するに、市立のところを主体に考えて、私立のことは考えていない——考えていないわけではないけれどもね。

○H委員 来てくれるなら来てくれたほうが、子どもの権利のことを皆さんに知ってもらえていいと思います。

高校生に知ってもらおうというよりも、小さい子どもに知ってもらいたいと思うのです。幾らパンフレットをつくっても、権利を知ってもらいたいというのが前面に出過ぎていて、みんな手が出せないと思うのです。要は、権利を知ってもらって、それを活用してもらいたいということだと思うのです。時期は過ぎましたが、雪まつりに市役所として出展するとか、楽しみも含めて、権利を知ってもらおうというイベントを開催したら、もっと知ってもらえるのではないかと思います。何か、権利が前面に出過ぎていて、小学生などは手が出せない部分があると思うのです。

○委員長 権利という言葉に、何か抵抗感があると。

○H委員 何かかた苦しいイメージあるので、もうちょっとやわらかく、横道にちょっとそれながら、最終的には権利があったねとか、まずは知ってもらうことが大事だと思います。

○E委員 全市の全ての小学生に対して行えて、全教員に研修を行えることで考えたのですけれども、市が小学生に独自の副読本を渡して授業ができるということは、市独自の教育内容を教育に盛り込むことができると思うのです。この副読本などにつけ加えるような形で、子どもの権利条例についての授業などはできないでしょうか。

○委員長 教育委員会、どうですか。

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） 多分、小学校4年生ぐらいの「わたしたちの札幌」の副読本のことかと思いますが、実は、あれは、教育委員会が配っているものではないのです。民間の教育団体が、子どもたちに札幌のことをぜひ知ってほしいということでつくった副読本で、内容が大変いいので、各学校で当該学年の子どもたちに買ってもらって授業で使っているものです。

○E委員 予算の関係で実現できるかどうかわからないですけれども、全市の小学校に権利条例についての授業は行えるのですか。予算などで実現できるかどうかは別として、制度上、行うことは可能ですか。

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） 制度上というか、いわゆる学校教育の中ですから、教科でやるのか、あるいは、特別活動ということで学級活動でやるのか、道徳でやるのか、総合的な時間でやるのかは別にして、それぞれの学校の校長先生あるいは先生方が、子どもたちにとってどうしても必要だという認識になれば、当然、可能になるだろうと思います。

そういうことも含めて、平成23年にDVDを作成して各学校にお配りしています。なるべく学校で使ってもらえるようにリーフレットの直しをして、今までは文字がばっと書いてあったのですが、少し書き込めたりして授業に使える内容に変えて、今、E委員が言ったように、なるべく学校で使ってもらえるような取り組みをしたいと思っております。

○E委員 市教委として、例えば、こういう内容を全市の学校にやってくださいというような指示はできるのですか。

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） それは、なかなか難しいです。いわゆる、「やってほしい」という言い方と、「やりなさい」という言い方は微妙な部分がございます。今、ここで、一概にお約束できる内容ではないです。やはり、いろいろな考え方の人がいらっしゃいます。

ただ、先ほどちょっとお話ししましたが、いじめや自殺予防の総合プロジェクト事業を今年立ち上げて、その中で、命の大切さを見つめ直す月間のようなものをつくりたいと思っています。その中では、各学校で、そして、各学級で、全ての子どもたちに何らかの授業をしてほしいという願いをもって、今、準備しています。そのような中で、当然、子どもの権利も含めたいろいろな教材の中から、各学校で子どもたちにしっかり伝わる機会を

持ってもらいたいということは、委員会としてもやりたいし、やらなければならないと思っています。

○E委員 ぜひ実現してください。

○大江副委員長 小学校という現場としてお話をしたいと思います。

少なくとも、小学校ですので、権利という言葉であらわしても、なかなか子どもたちに直接伝わらないと思います。ただ、3月に、校長あるいは教頭を集めて、施政方針の説明会が必ず行われます。例えば、今年度ですと命を大切にするとか、いじめや不登校に対する対応をしっかりとやりなさいとか、今、皆さんがご心配されているようなことも含めて、学校ではこういうことを取り組みましょうということを、全ての校長、教頭といった管理職に伝える会議です。

学校は、100%と言っていいと思うのですが、校長が4月に、今年度の学校運営方針を先生方に示します。私も、もちろん毎年つくっています。その中に、例えば、私の場合ですと、ことしは、命を大切にすること子どもたちにしっかりと指導しましょうとか、今、学力向上と言われてはいますが、基礎的、基本的な学力を子どもたちにしっかりとつけましょうとか、幾つかの観点で、ことしの重点はこれですよというものを挙げているのです。その中に、ほとんどの学校で、ことしは教育委員会から示された基本方針の中に、命を大事にするというような、いじめをなくすような内容が入っています。全員の先生方が研修を受けてはいないにせよ、校長から先生方に、ことしはこれについてしっかりとやるということが伝わっていると私は確信しております。

そういう意味で、学校では、先ほど言ったように、権利という難しい言葉ではなくても、自分の考えを持つこととか、ほかの人に自分の考え方をしっかりと伝えることの大切さということも含めて、お互いに尊重し合うということも含めて、授業を大事にするということは先生方に伝わっているのではないかと思います。

実際の授業のどういうところで扱うのかと言われると、例えば、先ほどの教えて！ファイヤーマンですと、ほとんどの学校が、社会科の授業の中で教えることになっているので、今は、九十七、八%の学校で、消防署の人に来ていただいて授業をしているのです。それは、社会科という授業として扱っています。

また、食育ですと、保健体育、あるいは、給食の指導、学級活動で取り扱っています。

では、子どもの権利についてはどうかというと、例えば、道徳の時間とか、学級活動の時間とか、工夫をしながら、各学校で、先ほど言ったような内容の中で、子どもたちに具体的に伝えるような授業をやっております。

ですから、これはとてもいいなと思って、私もざっと見たのです。小学校でこれを全部教えるといったら、10時間から20時間が必要だなと思いました。例えば、1ページ分だけある1時間の中で、私のクラスでいうと、この部分が大事だから、これを使わせていただいて、道徳の時間で授業をしましょうというように、実態に合わせて授業を進めることは十分可能であるし、各学校で工夫して進めていると思います。

あともう一つですが、先生方は、自己目標シートを書くことになっています。それは何かというと、担任の先生のごとし1年間の学習についての目標、生活指導の目標についてですが、ことしから、いじめへの対応という項目が加わりました。自分のクラスで、いじめへの対応をこのようにしたいという目標を立てます。それらをもとにして、校長や教頭と担任の先生が、1年間のうちで最低2回は話し合いの時間を必ず持つことになっています。その中で、いじめや不登校に対する認識を新たにさせる対応も進めていますので、先生方にとっては、心の教育に重きを置いて進めていかなければいけないという意識は、かなり高まっているのではないかと考えております。

話したいことはいっぱいあるのですけれども、こちら辺にしておきます。

○委員長 ありがとうございます。

今、小学校の様子等についていろいろ話をさせていただきました。皆さん方も参考になるかと思えます。

○D委員 普及啓発を行っていく中で、平成21年度の調査と今度やる調査の中でどんな変化が出てくるのかというときに、一所管の課がやっても限界がありますので、そこには難しい越えられない壁がたくさんあると思っています。そういう意味では、いろいろな団体の力をかりながら、業界の力を借りながらということをもっと考えていく時期に入っていると思うのです。

例えば、先ほどC委員もおっしゃっていましたが、若い弁護士が普及啓発のためにいろいろなところへ行くよということなので、弁護士会に協力要請をしたり、PTAと連携をしながら、学校でのC委員たちの研修会や講習会にどんどん行くとか、地域の集まりにどんどん行って地域で話をさせてくださいとか、そういう意味では、ここには、地域の代表の方もいらっしゃるし、PTAの代表の方もいらっしゃいますので、そういう力を活用しながらやっていけないのでしょうか。そうしないと、限界があるのではないかと、何年か委員をさせてもらっていて感じるのですが、もっといろいろな人たちに協力をいただいてはダメなのではないでしょうか。協力してくれそうな人たちはたくさんいるのに、何でそこに行かないのかという気がするのです。

○G委員 出前講座と出前授業のお話に戻るのですけれども、希望校の訪問というところで、希望する人としらない人のどちらにチャンスがあるかといったら、希望するほうに多少あってもいいのかなという思いと、先ほども言葉に出てきたように、満遍にということは公平にということですね。教育においては、そういうことは大事だと思うのです。ですから、その辺の希望もとりつつ、だからといって全部の希望をかなえていいたら回らない学校も出てくるということで、これはうまく考えていただきたい一面だと思うのです。

満遍にイコール公平といえ、私も何十年も感じていることですが、例えば、広報さっぽろの表紙一つとっても、市内の小学校の1校の中のたった1クラスにしかチャンスがないです。それが年に12回ですね。公的にということをついたら、それだって不公平なことですね。表紙に出たくない子どもたちがいれば別ですけれども、子どもも出てみたいと

思っていて、出たらいいなと思っっている親御さんから見たら、とても不公平かなと感じているのです。

ついでにお尋ねしますが、広報さっぽろの表紙は、どのように決めているのかというか、どうしたらあのチャンスを得ることができるのか、教えていただきたいと思います。市民でも意外と知らないことなので、よろしくお願いします。

○委員長 事務局の方、何か知っていますでしょうか。

○事務局（浦屋子ども育成部長） 私どもは、広報部ではないものですから、どういうシステムかはわかりませんので、調査をさせていただいて、ご連絡差し上げたいと思います。

○G委員 毎月発行していて、何十年も続いているので、申しわけないですけども、市の職員で知らないというのは意外な回答だなと思いました。

○委員長 では、後で調べてください。

○F委員 今、D委員が言ったことは、子どもの権利の本当の心髄だと思うのです。確かに、学校の先生方が、学校でそういうことをきちんと享受するということも大変大事なことです。やはり、学校でどんなに教えても、地域の大人がそれを理解していないと、地域に戻ったときに、子どもたちを守るのは地域社会でありますから、そういうところとの連携や啓蒙を今後の課題として真剣にいろいろ模索していかないとだめかなと私は思います。

ですから、今、おっしゃったように、民生委員もいらっしゃいますし、いろいろな先生方もいますから、この委員会という枠の中をあまり考え過ぎないで、ちょっとグローバルに考えて、みんなで連携をとれるようなことも、今つくれとは言わないけれども、これから新しい計画ができますので、そういうこともお考えになっていただきたいと思います。

本当に真剣に考えていかなかったら広がらないと思うのです。せっかくいい条例をつかった中で、本当に子どもたちを守るには、やはり、札幌市全体の市民で守るぐらいの気構えがないと大変だと思うのです。教育委員会も全部ひっくるめて、オール札幌でやっていかないと、縦割りと言っていたら、いいこともどんどん進まないと思うのです。最後は大きい話になってしまうけれども、やはり、市長にも、そういうところをしっかりと考えていただいて、今後の参考にしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 そろそろ時間が来つつありますが、手を挙げられておられましたA委員に最後に発言をお願いします。

○A委員 確かに、全部を統一できるような形で広くやってほしいのです。というのは、私のところでも、学校と地域の交流事業があるのです。また、福まちでも、市から予算をもらって、交流事業があるのです。そのほかに、児童会館やミニ児童会館にも、地域の老人クラブと一緒に遊びながら学ぶという形でやっています。権利、権利とあまり大げさに言えないでしょうし、多分、我々と同じように、お年寄りの人たちも、権利、権利とはあまり言わないと思うのですが、札幌市で言っていることが浸透できるような形の施策があればいいのかなと思いました。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、2番目の議題につきましても、いろいろなご意見をどうもありがとうございました。

なお、次回は、全体を通しての振り返りを行っていきたいと思います。

それでは、事務局から何か連絡事項がありますでしょうか。

○事務局 (岩佐子どもの権利推進課長) 次回の委員会についてでございますけれども、8月の開催を予定しております。詳細な日程につきましては、委員長と相談の上、予定表を後日改めて送付させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

4. 閉 会

○委員長 今日、活発に意見を出していただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、本日の委員会を終了させていただきたいと思いますが、何分、寒くなっておりますので、風邪など引かないように、気をつけてお帰りいただきたいと思います。

それでは、これで終わりにいたします。

以 上